

保証料	通常		通常		通常	
	初回 (最低保証料)	更新 (最低保証料)	初回 (最低保証料)	更新 (最低保証料)	初回 (最低保証料)	更新 (最低保証料)
住居用	30% (12,000 円)	30%/2 年 (12,000 円)	30% (12,000 円)	30%/2 年 (12,000 円)	40% (16,000 円)	30%/2 年 (12,000 円)
事業用	80% (32,000 円)	30%/2 年 (12,000 円)	80% (32,000 円)	40%/2 年 (16,000 円)	-	-
住居用 (学生プラン)	-	-	-	-	-	-
駐車場 トランクルーム	100% (4,000 円)	20%/ 年 (4,000 円)	80% (3,200 円)	40%/ 年 (1,600 円)	-	-
振替日	-	-	毎月 27 日 (翌月分賃料)		毎月 27 日 (翌月分賃料)	
送金日	-	-	振替日の 5 営業日後 ※振替ができた賃料等のみ送金		振替日の 5 営業日後 ※振替ができた賃料等のみ送金	
集送金手数料	-	-	330 円 (税込)		330 円 (税込)	
保証内容	-	-	-		<ul style="list-style-type: none"> 原状回復費用保証 (賃料等 1 ヶ月分相当額) 	

【基本の保証範囲】

- 月額賃料等 (賃料/管理費/共益費等)
- 残置物撤去/保管/廃棄費用
- 明渡訴訟関係費用

※賃借人の責に帰すべき事由 (逮捕勾留・転貸・死亡等) や管理移管、オーナーチェンジにより保証が終了することはありません。

※物件または用途が「貸地」「倉庫」「工場」の場合は保証対象外となります。 ※保証期間は賃貸借契約書に記載の期間と同一となります。 ※保証期間を 1 年追加する場合、上記保証料率に 0.5 倍を加算して算出します。 ※1 年間のご利用実績に応じて代理店手数料が変動する場合がございます。
 ※振替日:金融機関が休業日の場合は翌営業日となります。 ※送金日:金融機関が休業日の場合は前営業日となります。 ※毎月 27 日に振替ができなかった場合は、再請求事務手数料 330 円 (税込) が掛かります。 ※保証債務等の限度額は、原賃貸借契約等記載の月額賃料等相当額により異なります。
 また、保証契約違反等の理由により保証できない場合がございますので、JID の保証約款を必ずご確認ください。 ※未納賃料等 (原状回復費用等) の保証金支払請求がある場合は、ご契約者様と相違が生じないよう原則 JID の立会いが必要となります。(リモートでの立会いも可能です。)
 ※室内死亡保証については、賃貸住宅内での死亡事故 (独居死、自殺または犯罪死) が発生した際の物件価値毀損弁済金として、JID が認めた場合のみ保証対象とします。 ※賃借人事故対応費用保険については、予告なく内容変更または解除をする場合がございます。



トリオ Z

トリオ Trust

トリオ Trust
アイプラス

保証料	通常		分割		通常		分割		分割	
	初回 (最低保証料)	更新 (最低保証料)	初回 (最低保証料)	月額 (最低保証料)	初回 (最低保証料)	更新 (最低保証料)	初回 (最低保証料)	月額 (最低保証料)	初回 (最低保証料)	月額 (最低保証料)
住居用	50% (20,000円)	30%/2年 (12,000円)	50% (20,000円)	1.0% (400円)	50% (20,000円)	30%/2年 (12,000円)	30% (12,000円)	1.5% (600円)	50% (20,000円)	1.5% (600円)
事業用	100% (40,000円)	50%/2年 (20,000円)	80% (32,000円)	2.5% (1,000円)	100% (40,000円)	50%/2年 (20,000円)	80% (32,000円)	2.5% (1,000円)	-	-
住居用 (学生プラン)	-	-	12,000円	1.0% (400円)	10,000円	10,000円/年	8,000円	1.5% (600円)	-	-
駐車場 トランクルーム	100% (4,000円)	50%/年 (2,000円)	80% (3,200円)	2.5% (250円)	100% (4,000円)	50%/年 (2,000円)	80% (3,200円)	2.5% (250円)	-	-
振替日	毎月 27 日 (翌月分賃料)				毎月 27 日 (翌月分賃料)				毎月 27 日 (翌月分賃料)	
送金日	振替日の 7 営業日後				毎月末日				毎月末日	
集送金手数料	330 円 (税込)				330 円 (税込)				330 円 (税込)	
保証内容	【住居用のみ付帯】 ・原状回復費用保証 (賃料等 2 ヶ月分相当額) ・室内死亡保証 (賃料等 6 ヶ月分相当額) ※上限 50 万円				【住居用のみ付帯】 ・原状回復費用保証 (賃料等 2 ヶ月分相当額)				・原状回復費用保証 (賃料等 2 ヶ月分相当額) ・賃借人事故対応費用保険	

【基本の保証範囲】

- ・月額賃料等 (賃料/管理費/共益費等)
- ・残置物撤去/保管/廃棄費用
- ・明渡訴訟関係費用

※賃借人の責に帰すべき事由 (逮捕勾留・転貸・死亡等) や管理移管、オーナーチェンジにより保証が終了することはございません。

※物件または用途が「貸地」「倉庫」「工場」の場合は保証対象外となります。 ※保証期間は賃貸借契約書に記載の期間と同一となります。 ※保証期間を1年追加する場合、上記保証料率に0.5倍を加算して算出します。 ※1年間のご利用実績に応じて代理店手数料が変動する場合がございます。
 ※振替日:金融機関が休業日の場合は翌営業日となります。 ※送金日:金融機関が休業日の場合は前営業日となります。 ※毎月27日に振替ができなかった場合は、再請求事務手数料330円(税込)がかかります。 ※保証債務等の限度額は、原賃貸借契約等記載の月額賃料等相当額により異なります。
 また、保証契約違反等の理由により保証できない場合がございますので、JIDの保証約款を必ずご確認ください。 ※未納賃料等(原状回復費用等)の保証金支払請求がある場合は、ご契約者様と相違が生じないよう原則JIDの立会いが必要となります。(リモートでの立会いも可能です。)
 ※室内死亡保証については、賃貸住宅内での死亡事故(独居死、自殺または犯罪死)が発生した際の物件価値毀損弁済金として、JIDが認めた場合のみ保証対象とします。 ※賃借人事故対応費用保険については、予告なく内容変更または解除をする場合がございます。

